

所得税・町県民税

申告はお早めに

平成22年分所得税、平成23年度町県民税の申告受け付けは2月16日(水)から3月15日(火)までです。
申告に必要な書類をそろえ、期限内に申告できるように準備しましょう。

国税務課 ☎ 62-18505

◆町民税の申告について

平成23年1月1日現在で、能登町に住民登録をしている20歳以上の人に申告書が配布されます。申告は国民健康保険税と介護保険料、長寿(後期高齢)医療保険料などの申告も兼ねています。

申告をしなかった場合、軽減措置が受けられない場合がありますので昨年収入がなかった人も必ず申告しましょう。
※申告期間中は大変混雑し、お待ちすることがありますので時間に余裕を持ってお越しください。

✓ 申告に必要なもの

- 申告会場へ行く前に忘れ物がないかチェックしましょう！
- 印かん (認め印)
- 配布された町県民税申告書 (税務署から「確定申告のお知らせハガキ」が送付された人はそのハガキも)
- 平成22年中の収入の分かる書類 (給与・報酬・賃金・年金のある人は源泉徴収票。なくした人は再発行してもらいましょう)
- 生命保険料・地震保険料控除などを受ける人は控除証明書
- 国民年金保険料などを申告する人は納付額の証明書または領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療養手帳など確認できるもの
- 医療費控除を受ける人は医療費の領収書、補てんされる金額の明細書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人はその必要書類
- 所得税の還付を受ける人は本人名義の金融機関名、口座番号がわかるもの



●申告受付スケジュール

- 【全地区】能都庁舎2階ロビー
2月16日～3月15日 (9:00～16:00)
- 【小木地区】小木支所
2月16日～2月28日 (9:00～16:00)
- 【柳田地区】情報センター1階会議室
3月1日～3月15日 (9:00～16:00)
- 【内浦地区】内浦庁舎3階第1会議室
3月1日～3月15日 (9:00～16:00)

月	日	曜	内容
2	16	水	【高倉地区】高倉出張所 9:30～16:00
	17	木	【白丸地区】白丸公民館 9:30～16:00
	18	金	【神野地区】神野公民館 9:30～16:00
	19	土	
	20	日	
	21	月	【鶴川地区】鶴川支所 9:30～16:00
	22	火	※輪島税務署相談 (能都庁舎) 9:30～16:00
3	23	水	※輪島税務署相談 (能都庁舎) 9:30～16:00
	24	木	【瑞穂地区】瑞穂公民館 9:30～16:00
	25	金	【不動寺地区】不動寺公民館 9:30～16:00
	26	土	
	27	日	
	28	月	
	1	火	休日受付 (能都庁舎) 9:00～16:00
3	2	水	休日受付 (能都庁舎) 9:00～16:00
	3	木	
	4	金	
	5	土	休日受付 (能都庁舎) 9:00～16:00
	6	日	休日受付 (能都庁舎) 9:00～16:00
	7	月	
	8	火	
3	9	水	
	10	木	
	11	金	
	12	土	
	13	日	休日受付 (能都庁舎) 9:00～16:00
	14	月	
	15	火	

※輪島税務署による確定申告相談会

パソコンを利用した「確定申告相談会」を2月22日(火)、23日(水)能都庁舎4階ホールで開催します。この機会にe-Taxを体験して、e-Taxの便利さを実感してください。申告相談会は、北陸税理士会輪島支部の協力で各パソコンに1人操作補助者が付きますので、パソコン操作に不慣れな人でも心配ありません。(相談会で使用するパソコンでは、電子証明書付住基カードがない人もe-Taxによる申告が可能ですのでお気軽にお越しください)

「e-Tax」を利用する人にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax (電子申告) を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると

- ① 最高5,000円税額控除 (電子証明書付住基カードを取得した人)

所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分～21年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません)

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等の提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度に短縮)

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

☎ 輪島税務署 ☎ 0768-22-2241

消防団

出初式

平成23年能登町消防団出初式は、1月8日に能都体育館で行われ、団員約300人が安心安全な町への決意を新たにしました。
式典後は宇出津港いやさか広場で一斉放水が行われ、集まった観客に火消しの心意気を披露しました。

◆消防庁長官表彰

- 退職消防団員報償
- 山本晴夫(元高倉副分団長)
- 藤田 満(元上町・部長)
- 川端清志(元三波・部長)
- 中下英幸(元不動寺・班長)
- 濱上芳人(元宇出津第2・団員)

◆石川県知事表彰

- 功労章
- 上野達二(神野分団長)
- 永年勤続功労章
- 坂森良伸(白丸・分団長)
- 上井久男(小間生・部長)
- 平 康治(上町・部長)

◆能登町長表彰

- 永年勤続功労章
- 藪 幸浩(白丸・副分団長)
- 脇田 剛(小間生・班長)
- 堂前利昭(小間生・班長)
- 山口竜次郎(秋吉・団員)
- 藤村真行(柳田・団員)
- 林 誠(小木・団員)

朝日建物株式会社

◆消防団長表彰

精勤章

- 時長弘志(三波・団員)
- 河野芳秀(三波・団員)
- 干場智央(高倉・団員)
- 澤田和哉(柳田・団員)
- 徳田啓一(岩井戸・団員)
- 向峠 昂(岩井戸・団員)
- 上野仁寛(宇出津第2・団員)
- 紙子輝芳(宇出津第1・団員)
- 竹原正生(宇出津第1・団員)
- 磯部勇氣(白丸・団員)

◆新入団員

- 本谷真澄(高倉)
- 佐藤正和(鶴川)
- 影田 峰(鶴川)
- 坂下真也(鶴川)
- 寅松大輔(小木)
- 石川直哉(小木)
- 石川裕弥(小木)
- 時長大和(宇出津第2)
- 玉地正幸(宇出津第2)
- 鹿渡謙吾(宇出津第2)
- 井上亮太(宇出津第1)
- 辻本 勉(宇出津第1)
- 尾谷真悟(宇出津第1)
- 出村俊幸(山田)
- 新田俊幸(白丸)



2011年 アナログテレビ放送終了に備える

～その④～

パラボラアンテナを設置しない場合 「NHK衛星契約」を「地上契約」に変更する必要があります

能登町有線テレビでは、放送のデジタル化に伴い2011年3月末で衛星アナログ放送を停止します。引き続き衛星デジタル放送を視聴するには、デジタル放送対応テレビのほかに衛星パラボラアンテナが必要になります。

▼2011年4月以降の受信設備の状態（現在NHK受信契約が衛星契約の世帯 ※）



パラボラアンテナ

設置した

※参考：NHK 放送受信料額（口座振替）

	2カ月払	6カ月前払	12カ月前払
地上契約	2,690円	7,650円	14,910円
衛星契約（地上契約含む）	4,580円	13,090円	25,520円

手続きの必要はありません

パラボラアンテナの設置なし

衛星放送が受信できなくなります。
NHK受信契約を「衛星契約」から「地上契約」へ変更する手続きが必要です。

〈変更手続き〉

- 役場各サービス室、支所、出張所にNHK受信契約の変更にかかる書類を2月1日から配置しますので、**3月31日までに手続きを完了してください。**
- 記入した書類は、備え付けの「NHK封筒」に入れて、各窓口へ提出してください。後日まとめて、NHKへ送付します。
→4月分から地上契約になります。すでに4月分以降を支払いされている場合は、衛星料金分の返金があります。

〈臨時手続き窓口の場合〉

- 次の日程でNHK担当者による臨時手続き窓口を設置します。書類だけでは分かりにくいという人や直接手続きをしたい人は、ぜひご利用ください。

臨時手続き窓口設置場所	日	程
柳田庁舎：情報センター1階会議室	2月22日(火)	11:00～16:00
内浦庁舎：3階委員会室	2月23日(水)	11:00～16:00
能都庁舎：1階集会室	2月24日(木)	11:00～16:00

〈手続きに必要なもの〉

- ①認め印
- ②返金の口座が分かる通帳など（口座振替で受信料を払っている人は必要ありません）
- ③契約状況が分かるNHKからの書類など（なくても手続き可能）

詳しいことや分からないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

☎ NHK受信契約について：NHK金沢放送局営業部 ☎ 076-264-7010（平日9:30～18:00）
有線テレビについて：役場広報情報推進課 ☎ 76-8301



ノリア



いしりの
白能登フォンデュ



白能登サラダ



能登もち



のどろこてん



能登高校生が考えた 地域メニュー 今月から 町内で 販売開始

能登高校生が地元産食材などを使って考案した「能登とミルクのコラボメニュー」5品を、今月から能登町内の複数の飲食店などで食べることが出来ます。

これは(社)全国農協乳業協会による取り組みで、ゼミ合宿の誘致を行っている能登町地域活性化推進協議会（谷内治朋会長）が、学習院大学の上田隆穂教授から話をいただき町内で実施することになったものです。昨年11月5日には役場能都庁舎で試食会を行い、各事業者への紹介

を行なってきました。

「能登とミルクのコラボメニュー」は、町内の複数の外食・宿泊店舗で提供されるだけでなく、小売店ではレシビの公開や食材の広告も行っています。各家庭にもメニューが普及することで、地元産食材の一層の消費拡大を狙っています。

能登町地域活性化推進協議会では、このメニューを石川県全域や日本全国へと展開していく、能登町の知名度向上や地域活性化のほか、能登高校のPRにもつなげたいとしています。

能登高校生が考案した「地域メニュー」の提供店舗・施設※

- 外食店舗：焼肉・居酒屋あさひ、国民宿舎能登うしつ荘、柳田植物公園レストラン PICCORO
- 小売店：かくだストア、スーパーどんたく（宇出津店）
- 医療施設：柳田温泉病院
- 宿泊施設：田の浦荘

※1月17日時点での提供店舗・施設を記載しています。店舗・施設により取り扱いメニューの内容や実施時期は異なります。協議会では、能登高校生が考案した地域メニューを提供してくれる店舗などを募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

☎ 能登町地域活性化推進協議会事務局
（役場ふるさと振興課内）
☎ 62-8532

適正規模・適正配置の基準

過小規模校における課題への取り組みが急がれる状況から「能登町の状況に応じた教育・学習・学校経営等の観点から適正規模適正配置」について検討を行いました。

■国が定める適正規模（小・中学校とも）

1学級	40人	能登町にあてはめると
1学年（小）	2学級以上	小学校 2校
（中）	4学級以上	中学校 1校

◎適正規模
×適正配置
(通学距離や地域性の問題)

町独自の
適正規模・適正配置
の基準が必要

■町の適正規模・適正配置基準

国が定める適正規模を能登町にあてはめると小学校2校、中学校1校となり、通学距離の拡大や地域の活力の衰退など課題が大きいことから、「町独自の適正規模・適正配置の基準」を次のとおり定めました。

(1) 小学校

適正規模	能登町における適正規模（1学年10人～）を基本とする。※地域における学校の役割も考慮する。
適正配置	地域の変遷、町全体の学校位置を考慮した5地区（宇出津・鶴川・柳田・小木・松波）とする。

※最低限の教職員配置が望めない小学校は、地理的、コミュニティーとしての成り立ち、地域の実情や今後の行政施策などを考慮して近隣の小学校へ統合。

(2) 中学校

適正規模	能登町における適正規模（1学年20人～）を基本とする。
適正配置	通学時間（片道）がおおむね1時間以内となる旧3町村（能都・柳田・内浦）を基本とする。

学校適正配置方針と実施時期

適正配置の方針を次のように設定し、実施目標年度をめどに計画を進めます。

※下表の数値は児童・生徒数。H22、H23はH22.11.1現在および見込み。H24以降はH22.5.1現在の人口を基に作成しています。

(1) 小学校適正配置の実施年度（拠：地域の拠点校位置）

地域	小学校名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
能都	宇出津（拠）	231	227	H24に実施予定				
	真脇	34	29	235	234	234	227	216
	鶴川（拠）	67	70	70	61	58	63	65
柳田	柳田（拠）	162	161	160	145	140	136	130
内浦	小木（拠）	100	94	89	81	84	80	71
	松波（拠）	165	168	152	146	143	132	123

(2) 中学校適正配置の実施年度

地域	中学校名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
能都	能都	181	163	162	150	H26に実施予定		
	鶴川	43	35	40	41	171	147	141
柳田	柳田	87	78	81	86	85	84	76
内浦	小木	63	62	52	54	H26以降に実施予定		
	松波	92	75	86	84	141	131	127

※中学校における「地域の拠点校」については、関係校の生徒数の動向および地域の生活形態などを考慮して決定します。

今後の予定

- 真脇小、鶴川中の順に学校・保護者、地区住民の皆さんに説明会を開催しますので、ご協力をお願いします。
- 合意形成が得られた学校については、円滑な移行準備を進めていきます。

あなたのご意見をお寄せください

能登町学校適正配置推進本部（町長部局・教育委員会）が策定しました「学校適正配置基本方針及び実施計画」（案）について、皆様のご意見をお寄せください。
学校適正配置に関する詳しい資料は能登町ホームページをご覧ください。
【募集期間】2月1日（火）～2月14日（月） ☎教育委員会事務局 ☎72-2509

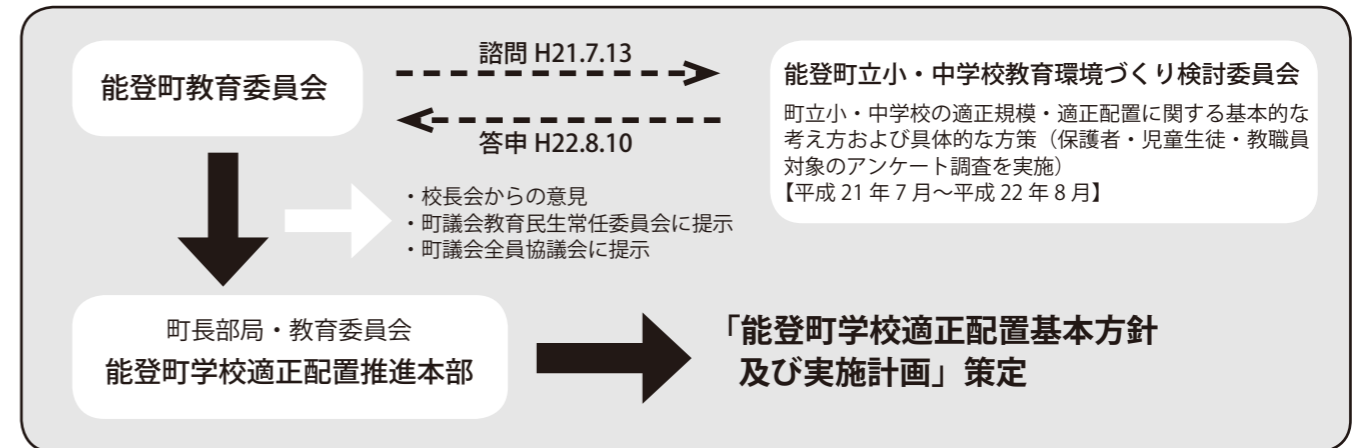
能登町立小中学校適正配置基本方針（案）を策定しました

適正配置の必要性

少子高齢化が進む能登町の児童生徒数は、20年前を100とした場合、児童数で34.2、生徒数で35.8まで激減し、全町的に小・中学校の小規模化が進んでいます。

学校の小規模化が進むと、子ども同士の深いつながりや一人一人の実態に即した指導ができるなどの効果がある一方、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会の減少、十分な教職員配置がされないなどの課題も指摘されています。

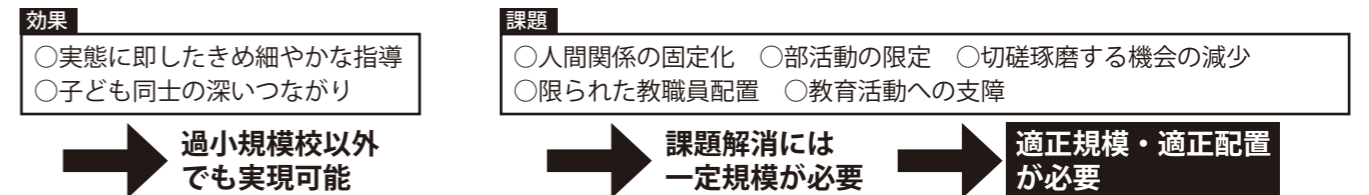
こうした課題を解消するため、町および教育委員会では「町の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の整備」を基本に、「地域における学校の役割」も十分に考慮した教育環境の整備のための「能登町立小中学校適正配置基本方針及び実施計画」（案）を策定しました。その概要をお知らせします。



児童生徒数と学校規模

	平成2年	平成22年	平成28年	()内：児童生徒数（H22.11.1現在）			
小学校	2,217	759	605	学校規模	学級数		
中学校	1,301	466	344	小学校	中学校		
計	3,518	1,225	949	適正規模	12～18	該当校なし	該当校なし
増減率	—	▲65.2%	▲22.5%	小規模	6～11	宇出津小(231) 鶴川小(67) 柳田小(161) 小木小(100) 松波小(166)	能都中(181)
				過小規模	～5	真脇小(34)	鶴川中(43) 柳田中(87) 小木中(63) 松波中(92)

過小規模校の課題



保護者アンケートの結果（抜粋） 1クラスあたりの人数

学校の適正規模と適正配置について、保育園児、小学生、中学生を持つ保護者の意識を把握し、子どもたちの良好な教育環境を実現するための基本的な考えとそれに基づく計画の策定に反映させることを目的として調査したものです。（1,454世帯 回収率85.6%）

○1クラスあたりの望ましい人数を問う設問に対して「20～30人程度」が適当であると回答した人が7～8割

小学校の児童数は、法令では「1学級40人以下とする」こととなっていますが、あなたはどの程度が望ましいと思われますか。

1学級あたり	10人程度	15人程度	20人程度	25人程度	30人程度	35人程度	40人程度	その他	不明
全体	人 20	77	385	236	376	79	52	2	17
	% 1.6	6.2	30.9	19.0	30.2	6.3	4.2	0.2	1.4

中学校の生徒数は、法令では「1学級40人以下とする」こととなっていますが、あなたはどの程度が望ましいと思われますか。

1学級あたり	10人程度	15人程度	20人程度	25人程度	30人程度	35人程度	40人程度	その他	不明
全体	人 9	64	330	201	428	130	62	1	19
	% 0.7	5.1	26.5	16.2	34.4	10.5	5.0	0.1	1.5

※保護者・児童生徒・教職員のアンケート結果については、能登町ホームページ（<http://www.town.noto.lg.jp>）をご覧ください。

8. 給与水準（ラスパイレス指数※）

区分	21年度	22年度
能登町	89.9	89.7
県内町	88.3	89.0
全国町村	94.6	95.1

※国を100としたもの

9. 部門別職員数の状況（4月1日現在）

区分		職員数		前年比
		21年度	22年度	
一般行政	議会	4	4	0
	総務	83	82	△1
	税務	17	16	△1
	労働	2	2	0
	農林水産	20	16	△4
	商工	9	8	△1
	土木	15	15	0
	民生	75	69	△6
	衛生	31	32	1
	小計	256	244	△12
特別行政	教育	38	34	△4
公営企業 等会計	病院	142	135	△7
	水道	12	11	△1
	下水道	8	7	△1
	その他	20	18	△2
	小計	182	171	△11
合計		476	449	△27

10. 定員適正化計画

①適正な定員管理

徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより、総数の増加を極力抑制するなかで、政策の変化や業務量の変化に応じた職員の適正配置に努めています。

②採用・退職の状況

区分	19年度 (人)	20年度 (人)	21年度 (人)	22年度 (人)
前年度 退職者等	行政職等 27	41	29	31
	医療職 12	12	12	10
新規 採用等	行政職等 11	0	6	9
	医療職 5	9	8	5
年度当初職員数	547	503	476	449
前年比	△23	△44	△27	△27

6. 職員手当の状況

6-①期末・勤勉手当（22年度）

区分	能登町	国
支給率		
期末手当	2.60月分	2.60月分
勤勉手当	1.35月分	1.35月分
計	3.95月分	3.95月分
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる	

6-②退職手当（21年度）

区分	自己都合	勤奨定年
支給率		
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分
平均支給額	20,460千円	
加算措置	定年前早期退職の場合2～20%加算	

6-③扶養・住居・通勤手当 国の基準と同じ

6-④時間外勤務手当（普通会計）

21年度	支給総額	16,245千円
	職員1人当たり支給年額	57千円

6-⑤特殊勤務手当（21年度・普通会計）

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	29.4%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	55千円
手当の種類（手当数）	7種類

7. 特別職の報酬等の状況（22年度）

区分	月額	期末手当
給料	町長 790,000円 (820,000円)	6月期 1.45月
	副町長 570,000円 (590,000円)	12月期 1.50月 計 2.95月
報酬	議長 275,000円	6月期 1.45月
	副議長 245,000円	12月期 1.50月
	議員 225,000円	計 2.95月

(注) 町長および副町長の()内は減額措置を行う前の金額

町 職員の給与は、人事院勧告に基づいて行われる国家公務員の給与に準じて条例案が作られ、町議会の議決を経て支給されています。

行政の透明性を確保し、町民の皆さんに一層のご理解をいただくため、職員に支給している給与等のあらましをお知らせします。

町職員の
給与等の
あらまし

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	20年度の 人件費率
21年度	21,242人	15,636,394千円	122,045千円	2,677,960千円	17.1%	17.0%

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（職員手当には退職手当を含まない）				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	282人	1,070,191千円	92,042千円	401,903千円	1,564,136千円	5,546千円

3. 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区分		初任給月額		
		能登町	石川県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—	—

4. 職員の平均給料月額および平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

区分	能登町			国		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.8歳	316,084円	341,312円	41.9歳	325,579円	395,666円
技能労務職	51.3歳	258,764円	273,802円	49.3歳	284,514円	322,291円

5. 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職名	主事 技師	主事 技師	主幹 係長 主査	課長補佐 主幹	課長 課参事	課長
職員数	11人	35人	80人	44人	19人	18人
構成比	5.3%	16.9%	38.6%	21.3%	9.2%	8.7%

(注) 能登町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数